

日本建築構造センター株式会社（JSC） 「行動規範」と「公正取引行動指針」宣言

当社は、平成28年3月に、企業活動を遂行する上で、当社全社員が法令遵守（コンプライアンス）はもとより社会規範と倫理観に従って誠実に行動するために「行動規範」を策定しました。

本宣言の目的は、当社が今後も公正且つ適切な経営を実現し、社会との調和を図りながら、企業を発展させ、企業理念を実現するためです。ここに、当社全社員と取引先、顧客との関係に対して、以下の「行動規範」と「公正取引行動指針」を明記し、遵守することを宣言します。

「行動規範」

- 第5条 業法を遵守して、不公正な競争や取引、社会通念に反する取引を行わないこととし、すべての取引先、顧客に誠意をもって接します。
- 第7条 過度な接待を慎み、利害関係者と健全な関係を維持していくことに努めます。

「公正取引行動指針」

1. 業界慣行・商慣習・社内慣行より法令等（法令、条例、行政指導、社会ルール、及び会社諸規定等の社内ルール）遵守を企業経営の基本とします。
2. 取引先、顧客とは公正・透明・自由な取引を旨とし、健全な関係を構築します。また名目や方法に関わらず、接待・贈答等の要求をせず、受けとりません。
3. 当社社員は「行動規範を熟知し、当社の信用を損なう事のないよう、誇りをもって行動します。

平成28年7月1日
日本建築構造センター株式会社
代表取締役社長 井口 哲朗